

保育所等利用調整における 保育所等利用調整指数表について

保育所等の入所選考・決定は、「保育所等利用調整指数表」に基づき「保育を受ける必要性」に応じて行っています。

その保育所等利用調整指数は、基本指数及び調整指数の2つの指数から構成されています。

1 基本指数

子ども・子育て支援法施行規則第1条に規定されている保育給付を受けるための要件で、就労や病気、看護など、保育の必要性に応じて指数化しています。

2 調整指数

基本指数以外で、育児休業を取得している、兄弟が認可保育所等に入所されている等のそれぞれの要件に応じて指数化し加点しています。

<指数の算定例>

当該児童 1歳児の場合

父 外勤 月20日以上 1日7時間以上の就労

母 外勤 月20日以上 1日7時間以上の就労 現在育児休業中

兄 3歳児 認可保育所に入所

○基本指数 20点

父 10点 1基本指数、1就労 月20日以上 1日7時間以上に該当

母 10点 1基本指数、1就労 月20日以上 1日7時間以上に該当

○調整指数 6点

「4産休明け育児に伴う休業明けの場合」3点に該当

「6兄弟等がすでに入所している市内の保育所等への新規入所する場合」

3点に該当

世帯の利用調整指数としては、基本指数20点と調整指数6点の合計26点となります。